			14 140 1 134 1 14 2017	
根拠法令	景観法(第16条) 奈良県景観条例(第9条)	担当課担当係	景観・自然環境課 景観・屋外広告係 0742-27-8756	
制度の概要	一定規模を超える建築物の建築等、工作物のの形質の変更及び物件の堆積をしようとする表			

- ※ 詳細は、奈良県景観・自然環境課に問い合わせ下さい。
- ※ 行為地が奈良市、橿原市、桜井市、生駒市、葛城市、斑鳩町、明日 香村の場合は各市町村長に対して届出が必要となりますので、規制内 容等については、当該市町村に問い合わせ下さい。

対象地域

奈良県全域(ただし、景観行政団体である奈良市、橿原市、桜井市、 生駒市、葛城市、斑鳩町、明日香村を除く)

区域は、一般区域・重点景観形成区域(広域幹線沿道区域・第1種特定区域・第2種特定区域)に分かれています。

規制内容

届出対象物の、配置、規模、高さ、形態、意匠(色彩、素材等)及び緑化について規制。

届出が必要な行為と規模

景観計画区域区分		一般区域	重点景観形成区域		
届出対象行為			広域幹線沿道区域	第1種・第2種特定区域	
(1)建 築物の 建築等	新築又は移転	建築面積1000㎡ 超又は高さ13m 超	建築面積500㎡超 又は高さ10m超	建築面積100㎡超(戸 建て専用住宅は500㎡ 超)又は高さ10m超	
	増築又は改築	増築又は改築に係る建築面積10㎡超 (※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。)			
	外観を変更することとなる改修若しくは模様替又は色彩の変更	外観の修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積10 ㎡超 (※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。)			
(a) T	新設又は移転	対象工作物ごとに次の別表のとおり			
(2)工 作物の 建設等	増築又は改築	増築又は改築に係る築造面積10㎡超 (※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。)			
	外観を変更する こととなる改修若 しくは模様替又は 色彩の変更	外観の修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積10 ㎡超 (※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。)			
(3)開発		行為地の土地面	行為地の土地面積1000㎡超		
(4)土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の 形質の変更		積3000㎡超又は よう壁・のり面 の高さ5m超か つ長さ10m超	又はよう壁・のり面の高さが2m超かつ 長さ10m超		
(5)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の 堆積		行為地の土地面 積3000㎡超 又は堆積の高さ 3 m超	行為地の土地面積1000㎡超 又は堆積の高さ2m超		

新設又は移転の際に届出が必要な工作物と規模 別表					
景観計画区域区分	重点景 一般区域		形成区域		
域区分届出対象行為	1000	広域幹線沿道区域 第2種特定区域	第1種特定区域		
(1)鉄筋コンクリート造の 柱、鉄柱、木柱その他これら に類するもの	高さ15m超		高さ10m超		
(2)煙突その他これらに類するもの					
(3)装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く)	高さ13m超	高さ10m超			
(4)高架水槽、サイロ、物見 塔その他これらに類するもの					
(5)ウォーターシュート、コースター、、メリーコ・ーラント・、 観覧車その他これらに類する遊戯施設					
(6)アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	築造面積1000㎡超	築造面積500㎡超			
(7)自動車車庫の用途に供するもの	楽垣面積1000m起 又は 高さ13m超	契垣間頃500m超 又は 高さ10m超			
(8)汚物処理場、ゴミ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの					
(9)上記に(1)~(8)に掲げる 工作物のうち、建築物と一体 となって設置されるもの	建築物の上端から 工作物の上端まで の高さ5m超かつ 地盤面から当該工 作物の上端までの 高さ13m超 (※上記(1)の工 作物は15m)	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5m 超かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m超 (※上記(1)の工作物は15m)	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5m 超かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m超		
(10)自動販売機	届出不要		高さ1.5m超		

許可等の基準

基準の概要

- ・建築物などの外観の色彩は、地域ごとの特性に対応するため、5つの地域区分(自然系地域・住居系地域・工業系地域・商業系地域・第1種特定区域)ごとにマンセル表色系で数値規制。
- ・建築物などについては、原則として道路から1m以上後退し、行為地内は樹木等により緑化が必要。
- ・建築物などの外観に設置する光源等の装飾は、各立面の1/5以下
- ・その他、配置・規模・高さ・形態・意匠・緑化について景観に配慮することが必要。

(詳細は、奈良県景観計画の「景観形成の基準」に定めています。)

